

新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金 Q & A

R3.10.12

I 対象事業者・店舗

1	補助対象になる事業者について教えてください。	対象となる事業者は、感染予防対策を実施し、接客を主とする店舗を営業する法人もしくは個人事業主です。よって、取引業者や顧客の出入りがあっても、不特定多数の来客が限定的なオフィス、事務所や製造工場等は対象となりません。 また、対象の店舗は県内に立地しているものに限られますが、本社が県外にある場合であっても県内の店舗において感染対策を実施する場合は申請することが可能です。
2	補助対象になる業種について教えてください。	飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場に加えて、小売業や娯楽施設、学習塾、体験型営業等のサービス業を営業する店舗です。ただし、これら業種の店舗を営業するための事務所、オフィスは対象となりません。
3	店舗を休業していたが対象となるか。	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時的に休業している場合は対象となりますが、営業実態を確認するため直近の確定申告書の写しをご提出ください。
4	オープン前でも対象となるか。	営業にあたって許認可が必要な業種の場合は、許認可取得後に申請してください。許認可がない業種の場合は、税務署へ提出した開業届を添付して申請をお願いします。
5	昨年度に同様の補助金を申請しているが、申請することはできるか。	昨年度に他の補助金を申請していても、今回の対象事業者に該当しているのであれば申請することができます。 ただし、昨年度当課で実施した感染拡大予防対策推進事業補助金や飲食店クラスター対策緊急補助金とは、対象事業者や対象経費が異なる場合がありますので十分に確認してから申請をお願いします。
6	同一の飲食店が第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業と本補助金の両方を申請することはできるか。	申請可能です。 (制度創設時は両方申請しても補助額に上限額が設定されていました(合計して店舗数×20万円まで)が、撤廃されました。) ただし、1つの支出(領収書)に対して複数の補助金を申請することはできません。
7	飲食店営業許可を有しているが、補助の対象となる業態について教えてください。	一般食堂、料理店だけでなく、仕出し弁当販売、スーパーやコンビニエンスストア、自動車営業、露店営業やフードコート内で営業する店舗も対象となります。(制度創設時は、客席を設ける飲食店に限定していましたが、6/15以降は飲食店営業許可を有する全ての店舗に対象範囲を拡大しました。)
8	興行場とは具体的にはどのような施設か教えてください。	本補助金においては、興行場法に規定される施設(映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設)やこれに類する施設を補助対象としています。
9	自宅を兼ねた店舗で営業しているが、申請することができるか。	事業用の店舗と自宅部分が明確に分かれている場合であって事業に使用する部分のみ補助の対象になります。 (参考例) ○:店舗内に設置するパーティション、サーキュレーター ×:民泊事業を行う民家のうち、家族と宿泊客がともに利用する洗面台、トイレ、キッチンの換気扇

II 対象経費

1	補助対象となるのは、いつ以降に支払った経費か。	領収書の日付が令和3年4月1日以降の支払いであれば対象となります。ただし、他の補助金に申請している経費は補助対象外ですので重複しないようご注意ください。
2	対象外経費について	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液、ゴム手袋などの衛生消耗品 ・事務用消耗品 ・空間消毒設備(次亜塩素酸水噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射装置) ・キャッシュレスシステムや注文システム等、接触を減らすために必要な専用端末器以外のパソコンやタブレット端末、スマートフォン、カメラ等、移動可能な机、椅子、棚、置台等の汎用性のあるもの <p>(参考例)</p> <p>○:キャッシュレス決済用のカードリーダー ×:パソコン、Ipad等のタブレット端末、プリンタ、レジ本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン(空気清浄機付き、換気機能付きを含む)、換気目的以外の空気設備、冷蔵庫、洗濯機、掃除機等、本来の使用目的が感染防止対策と異なるもので、目的外使用される可能性のある備品 ・地方税及び地方消費税に相当する額、振込手数料、商品をインターネット購入する場合の商品配送料、手数料、保証料 ・代金の支払い方法が仮想通貨、クーポン、商品券及び各種ポイントにより支払いしたもの
3	空気清浄機は補助対象か。	補助対象ですが、業種別ガイドライン等で求められている飛沫防止、接触防止、換気等のほかの対策をきちんと行った上で、追加で買ってください。空気清浄機自体は、ガイドラインで求める対策に入っていません。また、空間消毒設備(次亜塩素酸水噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射装置)は対象となりません。
4	扇風機、サーキュレーターについて	扇風機の基本的な機能(送風、首振り機能、風量調整)があれば対象となります。空気清浄機能付き、加湿機能付き扇風機も可としています。また、卓上扇風機は一般的に小型で風量が弱く、換気効率を上げる目的での使用と捉えることが難しいため補助対象外です。
5	天井に付けるシーリングファンは対象か。	補助対象外です。シーリングファンは一般的に、空気の流れを上下方向で調節し、空気を循環させるもののため、換気効率を上げる目的で使用するものではないため。
6	換気用窓や網戸の取付けについて	換気をするために新たに窓を設けたり、網戸を追加設置する経費を補助の対象としています。網戸の貼り替え、修繕も対象としています。開閉ができない窓を換気のために開閉できるように改修する経費も補助の対象になります。
7	共有物品の追加購入とはどんなものが対象になるか。	カラオケ店のマイクや、理美容所のケープを想定しています。その他のものについては事前にご相談ください。
8	利用客への掲示物を作成するための材料代、事務用品は対象となるか。	自ら作成する際に必要な用紙やプリンター、ラミネート用物品は汎用性が高いため補助の対象になりません。掲示用シールを購入したり、掲示用ポスターを業者に頼んで作成する経費は対象となります。
9	フィジカルディスタンス確保のための店舗内改修を検討しているが、補助の対象となるか。	事前にくらしの安心推進課へご相談の上、申請をお願いします。ご相談の際は、店舗の図面や改修内容が分かる資料をご準備ください。
10	自宅を兼ねた店舗で営業しているが、申請することができるか。	<p>事業用の店舗と自宅部分が明確に分かれている場合であって事業に使用する部分のみ補助の対象となります。</p> <p>(参考例)</p> <p>○:店舗内に設置するパーティション、サーキュレーター ×:民泊事業を行う民家のうち、家族と宿泊客がともに利用する洗面台、トイレ、キッチンの換気扇</p>

再掲

Ⅲ 申請手続き、申請書類

1	複数回に分けて申請することはできるか。	1店舗20万円の上限に達するまで申請可能です。1回目の申請で上限に達している場合は申請することができません。
2	いつまでに手続きをしたらよいか。	令和3年12月15日(水)までに、交付申請書を提出してください。実施予定の感染対策の中に工事・委託が含まれる場合はその見積書を申請書に添付してください。 交付申請書の様式は、様式第1号(飲食店用)、様式第2号(その他業種用)と2パターンありますので、よく確認してから作成をお願いします。 なお、申請後に実績報告書をご提出いただく必要がありますが、実績報告の期限も12月15日(水)までですので、期限間近に手続きする場合は物品の購入等をすべて終えた上で申請兼実績報告としてお手続きをお願いします。
3	申請方法を教えてほしい。	郵送または電子申請で受付しています。
4	提出書類の中に「事業の内容及び営業実態が確認できる資料」とあるが、具体的には何を提出したらよいか。	許認可証等がない場合、以下をご提出ください。 ・事業の内容…店舗の営業内容が分かるチラシ、パンフレット、HPを印刷したのもの等 ・営業実態…直近の確定申告書 なお、上記が提出されても補助対象業種に該当するか判断できない場合は追加で資料を求めることがあります。
5	既に支払った経費に対して補助を受けることはできるか。	令和3年4月1日以降の支払いであれば対象となります。 交付申請書(様式第1号もしくは第2号)に領収書の写し等の支出証拠書類と工事・委託を行う場合は内訳書などの業務内容が分かる書類を添付してご提出ください。支出証拠書類については、「IV実績報告の手続き、必要書類」の欄をご確認ください。 なお、既に購入済みであっても、補助対象外とする経費に対して補助は出来ませんので、チラシ等に記載のないもの場合は事前にご相談をお願いします。
6	補助金を概算払い(前払い)してもらうことはできるか。	必要に応じて前払いしています。 希望される場合は、概算払請求書(様式第6号)を交付申請書に添付してください。

VI 実績報告の手続き、必要書類

1	実績報告書はいつまでに提出しなければいけないか。	補助事業の完了後30日、又は令和3年12月15日(水)までのいずれか早い日までに行ってください。
2	物品購入、工事等の日付について	領収書、レシート等の支出証拠書類の日付を基準とします。
3	支出の証拠となる書類が補助対象にならない経費が混ざったレシート等しかない。	補助の対象となる箇所に印をつける等、わかりやすく示していただければ結構です。 なお、納品書、請求書だけでは実際に支払われたか確認がとれないため、必ずレシート等の支出証拠書類をご提出いただいています。レシートや領収書はコピーしたもので結構です。
4	領収書を支出証拠書類として提出したい。	購入品、業務内容が記載された領収書に限ります。
5	銀行振込で支払ったため領収書がないが、振り込んだ際の控えでもいいか。	振込の控えと経費の内容がわかるもの(請求書等)をあわせてご提出ください。
6	インターネット通販で購入し、クレジットカードやキャッシュレスで支払ったが、領収書を発行してもらえない。	以下の①②の書類を提出してください。 ①クレジットカードの利用明細、キャッシュレス決済の明細 ②購入者氏名、購入日付、購入金額、決済方法、購入内容が確認できる納品書等 なお、代引きの場合は領収書の提出が必要です。
7	購入内容が変わる等で交付決定額を超えそうな場合、補助金額を増額することはできるか。	補助金額を増額する場合にはあらかじめ県の承認が必要となります。変更承認申請書(様式第5号)を提出し承認を受けてください。